

理事・監事・評議員の報酬及び旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松山やっちく会定款に定められた理事・監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員及び評議員が理事長の招集する理事会・監事会・評議員会（以下「役員会」という。）に出席したとき、又は職務のため旅行した場合は旅費を支給する。

(役員及び評議員の報酬及び旅費)

第3条 役員及び評議員が役員会に出席したときは、役員については各年度の総額が210,000円を超えない範囲で評議員については定款に定める範囲で報酬6,000円と、自宅から2キロメートル以上については、1キロメートル当たり30円の交通費と合わせ旅費として支給する。ただし、理事が職員の場合には役員会に出席したことによる報酬及び旅費は支給しない。

(旅行命令)

第4条 役員の旅行は、理事長又はその委任を受けた者の発する旅行命令によって行なわなければならない。

(旅費の支給)

第5条 役員が職務のため旅行した場合は、次に定める旅費を支給する。

- (1) 町外に旅行した場合は、鉄道運賃・船賃・航空賃は交通機関の示す旅客運賃より支給し、車賃・日当・宿泊料及び食卓料は別表により支給する。
- (2) 町内旅行をした場合は、「やっちく」を起点とし片道2キロメートル以上について、1キロメートル当たり30円の旅費を支給する。ただし、公用車を使用したときは支給しない。

(特例)

第6条 特別な理由により本規程によりがたい場合は、職員旅行規程を準用するものとする。

附則

この規程は、平成 7年 9月 1日から実施する。

この規程は、平成14年 1月21日から実施する。

この規程は、平成15年 2月14日から実施する。

この規程は、平成29年 6月22日から実施する。